

国土建推第21号
国土建労第1140号
平成30年12月3日

建設業団体の長 あて

国土交通省土地・建設産業局長

下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について

標記について、従来より元請建設企業に対する指導方をお願いしているところである。

今後、資金需要の増大が予想される冬期を控え、とりわけ経営基盤の脆弱な中小企業が多数を占める下請建設企業に対する適正な代金支払等の確保について、その経営の安定・健全性を確保するため特段の配慮が必要である。

国土交通省においては、「建設業法令遵守推進本部」の設置による指導監督体制の強化、建設業法令違反行為の情報収集を目的とした「駆け込みホットライン」の開設、建設企業が守るべき下請取引上のルールを示した「建設業法令遵守ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の策定等、元請負人と下請負人との関係の適正化のより一層の推進に努めてきた。

しかしながら、元請負人と下請負人の間において赤伝処理等による一方的な代金の差し引き、指値発注による不適切な下請取引、追加・変更契約の締結拒否、下請負人の責によらないやり直し工事の強制、正当な理由がない長期間にわたる支払保留等、下請負人へのしわ寄せが依然として存在するとの指摘がなされているところである。

また、未だ不適正な施工体制や安全管理の不徹底に起因する工事現場における事故の発生が見受けられる。

以上を踏まえ、貴団体傘下建設企業等に対し、関係法令やガイドライン等を遵守するほか、下記事項に十分留意し、下請契約における請負代金の設定及び適切な代金の支払い等元請負人と下請負人の間の取引の適正化並びに施工管理のより一層の徹底等に努められるよう、会議や講習会の開催などにより現場事務所に至るまで指導されたい。

記

1. 見積りについて

下請代金の設定については、施工責任範囲、施工条件等を反映した合理的なものとするため、書面による見積依頼及び建設業法施行令第6条で定める見積期間の設定、明確な経費内訳による見積書の提出、それらを踏まえた双方の協議による適正な手順を徹底すること。見積条件は、下請契約の具体的な内容を提示することとし、提示しなければならない事項は、建設業法第19条第1項により請負契約書に記載することが義務付けられている全ての事項（請負代金の額を除く）となることに留意すること。また、工事現場における工程管理、品質管理及び安全管理等の施工管理が適切に行われるよう、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化するとともに、必要な経費に十分留意すること。また、適切な水準の賃金等に加えて、一般管理費等の必要な諸経費を適切に考慮すること。なお、材料費等については、市場価格を参考に適切な価格設定となるよう十分留意すること。

併せて、下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う場合の留意事項について別途通知したので、その内容についても、周知徹底を図ること。

2. 契約について

建設工事の契約の締結については、建設業法第19条に基づき、当該建設工事の着工前の書面による契約を徹底すること。建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容による契約書を用いて、具体的な工事内容、適正な請負代金及び支払方法、着工及び完工の時期、出来高払の定めをするときはその時期及び出来高払割合等の方法、設計変更・工期の変更・請負代金の変更に関する定め等を明示すること。

特に、請負代金の出来高払を行うに当たり、下請代金の支払時に建設廃棄物等の処理費用や一方的に提供・貸与した安全衛生保護具等の労働災害防止対策に要する費用等を相殺する（いわゆる赤伝処理）場合には、当該事項の具体的な内容を、請負契約の両当事者の対等な立場における合意に基づき、契約書に明記すること。

また、請負代金を決定する際、下請負人と十分な協議をせず、又は下請負人の協議に応じることなく、元請負人が一方的に決めた請負代金の額を下請負人に提示し、その額で下請負人に契約を締結させる行為（いわゆる指値発注）を行うことがないよう留意すること。

当初の契約どおり工事が進行せず、工事内容に変更が生じ、工期又は請負代金に変更が生じる場合には、双方の協議による適正な手順により、追加工事又は変更工事（以下「追加工事等」という。）の着工前に書面による契約をもってこれを変更すること。工事状況により追加工事等の全体数量等が直ちに確定できない場合には、元請負人は、①下請負人に追加工事等として施工を依頼する工事の具体的な作業内容、②当該追加工事等が契約変更の対象になること及び契約変更等を行う時期③追加工事等に係る契約単価の額を記載した書面を追加工事等の着手前に下請負人と取り交わすこととし、契約変更等

の手続きについては、追加工事等の全体数量等の内容が確定した時点で遅滞なく行うこと。

建設工事が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)の対象建設工事の場合は、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用について書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならないことに留意すること。

3. 検査及び引渡しについて

元請負人は、下請負人から建設工事が完成した旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から20日以内で、できる限り短い期間内に検査を完了すること。

また、検査によって建設工事の完成を確認した後、下請負人からの申し出があったときは、特約がされている場合を除いて、直ちに当該建設工事の目的物の引渡しを受けること。

4. 下請代金の支払について

「下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準」(昭和46年3月12日通商産業省告示第82号。最終改正平成28年12月14日経済産業省告示第290号)及び「下請代金の支払手段について」(平成28年12月14日20161207中第1号・公取企第140号)に基づき、元請負人は下請負人に対し、下請代金の支払ができる限り現金払により行うこと。手形払の場合には、その現金化にかかる割引料等のコストについて、下請負人の負担とすることのないよう、これを勘案した下請代金の額を元請負人と下請負人で十分協議して決定すること。現金払と手形払を併用する場合には、支払代金に占める現金の比率を高めることに留意すること。特に、労働者の雇用の安定を図る上で重要であることから、少なくとも労務費相当分(社会保険料の本人負担分を含む)を現金払とするよう支払条件を設定することとし、手形等による支払は慎むこと。

手形期間については、120日以内とすることは当然として、できる限り短い期間とすること。また、段階的に短縮に努めることとし、将来的には60日以内とするよう努めること。特定建設業者については、下請契約における代金の支払を一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付してはならないことにも留意すること。また、ファクタリング方式を用いる際の決済期間についても同様に、できる限り短い期間に努めること。

下請契約における代金の支払は、請求書提出締切日から支払日(手形の場合は手形振出日)までの期間をできる限り短くすること。また、元請負人が注文者から部分払(出来高払)や完成払を受けた時は、出来形に対して注文者から支払を受けた金額の割合に相応する下請代金を、当該支払を受けた日から一月以内で、できる限り短い期間内に支払わなければならないことにも留意すること。なお、特定建設業者においては、注文者から支払を受けたか否かにかかわらず、建設工事の完成を確認した後、下請負人が工事目的物の引渡しの申し出を行った日から起算して50日以内で、できる限り短い期間内

に下請代金を支払わなければならないと定められている。そのため、特定建設業者の下請代金の支払期限については、注文者から部分払（出来高払）や完成払を受けた日から一月を経過する日か、下請負人が工事目的物の引渡しの申し出を行った日から起算して50日以内で定めた支払期日のいずれか早い期日となることに留意すること。

なお、前払金を受領した場合には、建設業法第24条の3第2項に基づき、下請負人に対して必要な費用を前払金として適正に支払うよう配慮すること。また、公共工事に係る前払金については、下請負人、資材業者等に対する前払金の適正かつ確実な支払を確保するため、保証事業会社と保証契約を締結した元請負人は、前払金支払時においては、下請負人、資材業者等の口座への直接振込の方法が基本とされていることを踏まえ、直接振込の実施の徹底を図ること。

下請代金の支払保留については、工事が完成し、元請負人の検査及び引渡しが終了した後に、正当な理由なく長期間にわたり保留金として下請代金の一部を支払わないことがないよう留意すること。

5. 下請負人への配慮等について

元請負人は、下請負人の倒産、資金繰りの悪化等により、下請契約における関係者に対し、建設工事の施工に係る請負代金、賃金の不払等、不測の損害を与えることのないよう十分配慮すること。また、公共工事等については、「下請セーフティネット債務保証事業」及び「地域建設業経営強化融資制度」を利用した資金調達も可能となっており、その活用による下請負人への支払の適正化に配慮すること。加えて、建設業退職金共済制度については公共工事のみならず、民間工事における普及に努めることとし、元請負人は下請契約の締結に際し、建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額等の必要な諸経費を公共工事・民間工事を問わず適切に考慮するとともに、下請負人の資金繰りや雇用確保に十分配慮すること。

なお、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、下請負人が建設業法第19条、第24条の3、第24条の5等の規定及び労働基準法等の建設工事に従事する労働者の使用に関する法令のうち一定の規定等に違反しないよう指導に努めるとともに、建設業法第41条第2項及び第3項の適用があることも踏まえ、下請契約の関係者保護に特に配慮すること。

6. 施工管理の徹底について

公衆災害や労働災害の防止及び建設生産物の安全性や品質を確保するため、見積・契約時における労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の明確化、適切な施工計画の作成、工事現場における施工体制の十分な確保、工事全体の工程管理、工事目的物・工事用資材等の品質管理及び工事現場における安全管理等の施工管理のより一層の徹底に努めること。

発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、公共工事においては下請契約を締結したとき、民間工事においては下請契約の請負代金の額が4,000万円（建築一式

工事は6,000万円)以上となるときは、契約書等の写しなど定められた書類を添付した施工体制台帳及び施工体系図の作成、工事現場ごとの備え置き等を徹底すること。また、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号)において、公共工事の受注者は、施工体制台帳の写しを発注者に提出すること、施工体系図を工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げることとされているので、併せて徹底すること。さらに、「施工体制台帳等活用マニュアルの改正について」(平成26年12月25日付国土建第203号)においても、現場の施工体制の確認の更なる徹底が求められていることも踏まえ、より一層の下請契約の適正化に努めること。

なお、建設工事の主任技術者の専任等に係る取扱いについては、「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」(平成26年2月3日付国土建第272号)や「主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について」(平成29年8月9日国土建第169号)に十分留意すること。

7. 社会保険加入の徹底について

社会保険の保険料は、建設業者が義務的に負担しなければならない法定福利費であり、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれているものであることから、法定福利費を必要経費として適正に確保することが必要である。

平成24年以降、社会保険加入の促進に向けた様々な取組を進めており、今年度においては、本年6月より、国土交通省直轄工事において、元請企業から提出された請負代金内訳書に記載された法定福利費の額を確認する取組を始めたところである。

これらを踏まえ、元請負人においては、受注時における適正な法定福利費等(社会保険料の事業主負担分及び本人負担分)の確保に努めること。また、昨年度、国土交通省が実施した社会保険の加入及び賃金の状況等に関する調査(以下「実態調査」という。)によると、高次の下請負人ほど十分に法定福利費を受け取っていない工事の割合が多い傾向が見られたことを踏まえ、必要な法定福利費が確実に確保されるよう、下請負人に對し、見積条件に明示すること等により、法定福利費を内訳明示した見積書の提出を促すこと。さらに、提出された見積書を尊重して法定福利費を適正に含んだ額により下請契約を締結すること。併せて、下請契約の締結にあたっては、社会保険料の本人負担分についても適切に請負金額に反映すること。

また、下請負人においては、注文者(元請負人又は直近上位の下請負人)に対し、標準見積書等の法定福利費を内訳明示した見積書を提出するとともに、再下請負人に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の提出を促し、提出された見積書を尊重すること。併せて、自ら雇用する技能労働者に対し、社会保険料の本人負担分を適切に含んだ額の賃金を支払い、法令が求める社会保険に加入させること。

加えて、昨年7月、建設工事標準請負契約約款を改正し、受注者が作成し発注者に提出する請負代金内訳書に法定福利費を明示するものとする規定を新設したことを踏まえ、公共発注者及び民間発注者の請負契約約款の改正に的確に対応するとともに、建設工事

標準下請契約約款を速やかに採用する等、建設工事標準請負契約約款の実施について適切に対応すること。

8. 技能労働者への適切な賃金の支払いについて

建設業の高齢化が進展する中、担い手の確保のためには、技能労働者の待遇改善、特に適切な賃金水準を確保することが重要である。「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成17年法律第18号。以下「品確法」という。)においても、適正な額の請負代金での下請契約の締結や技術者・技能労働者に係る賃金を含めた労働環境の改善が受注者の責務として規定された(第8条)ところである。

また、平成25年4月以降これまで6度にわたり公共工事設計労務単価が上昇し、その都度、建設業団体あてに「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」を通知するとともに、国土交通大臣、副大臣又は政務官が日本建設業連合会、全国建設業協会、全国中小建設業協会、建設産業専門団体連合会(以下「建設業団体四団体」という。)に対して直接要請してきたところであり、各方面的努力の結果、技能労働者の賃金は平成29年までの5年間で約14%上昇しており、他産業と比較しても高い伸び率を示しているものの、製造業と比べ低い水準となっており、未だ十分とは言えない状況である。政府から経済界に対し、賃金の継続的な引き上げに向けた取組が要請されていること、本年3月に策定した建設業働き方改革加速化プログラムにおいて、公共工事設計労務単価の活用や適切な賃金水準の確保が盛り込まれていること、本プログラムを踏まえ、国土交通大臣より建設業団体四団体に対して、現場の技能者まで給与や社会保険料の本人負担分が確実に行き渡るよう具体的な取組の実施を要請していること、この要請を受けて建設業団体において適切な賃金水準の確保のための取組が開始されたこと、さらには、国土交通省直轄工事において、本年10月より、労務費や法定福利費が現場の技能労働者まで行き渡っているかどうかを把握するためのモニタリング調査に着手したことを十分に踏まえ、各団体及び建設企業においては、発注者からの適切な価格での受注、適切な価格での下請契約の締結、適切な水準の賃金の支払いに関する下請負人や再下請負への要請、重層下請構造の改善などの具体的な取組を展開するとともに、公共工事設計労務単価の上昇を十分に踏まえ、現場を支える技能労働者の隅々まで適切な水準の賃金が支払われるよう最大限努めること。なお、昨年度、国土交通省が実施した実態調査によると、高次の下請負人において、技能労働者の賃金が低い傾向となっており、また、賃金を引き上げたとの回答の割合も低くなっていることも踏まえ、元請負人においては、下請契約の締結に際してこうした状況を考慮するとともに、下請負人においては、自ら雇用する技能労働者の賃金水準の引き上げを図ること。

また、平成27年3月から「建設業フォローアップ相談ダイヤル」を開設しており、同年4月から本格運用が開始された品確法に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」

(平成27年1月30日公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議申合せ)に関する情報、公共工事設計労務単価改訂後の請負契約に係る情報及び社会保険加入対策に係る情報など、建設業に関する様々な生の声を受け付けているので、当該相談窓口

を活用されるとともに、引き続きその周知に努めること。

9. 建設業の働き方改革に向けた適正な工期設定や週休2日の推進等について

本年6月29日に成立した「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」(平成30年法律第71号)において、建設業については、平成36年4月より、罰則付きの時間外労働規制の一般則を適用することとされている。建設業の働き方改革について、適正な工期設定や適切な賃金水準の確保、週休2日の推進等の休日確保など、時間外労働の上限規制の適用までの間においても、関係者一丸となった取組を強力に推進するため、本年7月に改訂された「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」(平成29年8月28日建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議申合せ)を踏まえ、下請契約の場合においても、適正な請負代金による契約や適正な工期設定、元請と工事の進捗状況の共有、予定された工期で工事を完了することが困難な場合における適切な工期変更を行い、下請建設企業を含めた週休2日など休日の確保の推進に努めること。

10. 消費税の円滑かつ適正な転嫁について

平成26年4月1日の消費税率の引上げに関連して、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」(平成25年法律第41号)が施行され、これに伴い、国土交通省では、建設業における消費税の転嫁が円滑かつ適正に行われるよう、「消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について」(平成26年4月1日付国土建推第1号)等を通知してきたところであり、これらを踏まえ、下請契約等において、転嫁拒否等行為を行わないなど、適切な対応を行うこと。

特に、平成31年10月1日からの消費税率の引上げに伴い、建設工事の請負契約については、平成31年4月1日以降に請負契約を締結し、平成31年10月1日以降に引渡しを行う場合、新税率が適用されることから、平成31年9月30日までに引渡しが予定されている工事の対応については十分留意すること。

なお、消費税の転嫁拒否等に関する政府共通の相談窓口である「消費税価格転嫁等総合相談センター」のほか、地方整備局等の「駆け込みホットライン」や都道府県建設業所管部局においても消費税の転嫁拒否等に関する相談を受け付けているので、当該窓口を活用されるとともに、引き続きその周知に努めること。

11. 関係者への配慮について

資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者、警備業者、運送事業者等に対しても、上記1から10までの事項に準じた配慮をすること。

国土建労第1115号
平成30年12月3日

建設業者団体の長 あて

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長

下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を
参考資料として取り扱う場合の留意事項について

下請契約における請負代金の設定に当たっては、「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」（平成30年12月3日付け国土建推第21号・国土建労第1140号）により、書面による見積依頼及び建設業法施行令第6条で定める見積期間の設定、明確な経費内訳による見積書の提出、それらを踏まえた双方の協議等の適正な手順によるとともに、適切な水準の賃金等に加えて一般管理費等の必要な諸経費を適正に考慮するよう、貴会傘下建設企業に対し指導の徹底をお願いしているところである。

公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、所定労働時間内8時間当たりの労務単価として設定したものであって、所定時間外の労働に対する割増賃金や現場管理費（法定福利費等）、一般管理費等の諸経費は含まれていないものである。

貴会傘下建設企業において、下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う場合には、例えば、「交通誘導業務の契約では、交通誘導警備員の賃金等に加えて警備会社に必要な現場管理費（法定福利費等）及び一般管理費等の諸経費を適正に考慮する。」「東京電力福島第一・第二原子力発電所の周辺地域における作業では、労働者の賃金等に加えて特殊な作業環境及び安全確保を踏まえた手当、諸経費を適正に考慮する。」等、上述の公共工事設計労務単価の意味を十分に理解の上、適切な取扱いが図られるよう、併せて、周知徹底をお願いしたい。

なお、公共工事設計労務単価に、建設労働者の雇用に伴い必要となる企業経費（法定福利費、労務管理費、安全管理費等）を試算の上、加算した金額（参考値）の公表を行っているので、併せて周知をお願いする。

参考公表：建設労働者の雇用に伴い必要な経費の表示（試行）

- 1 公共工事設計労務単価(上段)は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 公共工事設計労務単価は、労働者に支払われる賃金に係るものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修料(研修等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通通勤導導員の単価については、賃借会社に必要な旅費等は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修料(研修等に要する費用等)は、積算上、現場管理費等に含まれている。
- 6 駐設労働者の雇用に伴って必要となる、法定福利費(事業主負担分)、労務管理費、安全管理費、宿食費等を、公共工事設計労務単価に加算した金額(参考値)を、下段に括弧書きで示す。
これらの必要経費は、公共工事の予定価格の積算においては、共通仮設費、現場管理費の中に入計上されている。
この金額は全国調査をもとに試算した参考値であり、工程、工事規模等の条件により変動する。
また、追加施設からの労働者の流入を想定したものではない。
- 7 この表は、「平成30年3月から適用する公共工事設計労務単価」に対するものである。

(上段)：公共工事設計勞務單值
(下段)：公共工事設計勞務單值 + 必要經費(法定福利費(事業主負擔分)、勞務管理費、宿舍費等) (參考值)

地方選舉 區議會名	都道府県名	特定作業 活用度																定期評議會内日付開票時の会員登録・会員登録										
		活用度 目	活用度 目	活用度 目	活用度 目	活用度 目	活用度 目	活用度 目	活用度 目	活用度 目	活用度 目	活用度 目	活用度 目	活用度 目	活用度 目	活用度 目	活用度 目	活用度 目	活用度 目	活用度 目	活用度 目	活用度 目	活用度 目	活用度 目	活用度 目	活用度 目		
北海道	01 北海道	18,800 (21,800)	16,300 (22,900)	13,950 (19,000)	18,850 (28,850)	24,200 (34,000)	21,700 (30,800)	-	21,100 (29,700)	20,100 (28,300)	22,900 (31,200)	22,900 (32,200)	22,000 (31,200)	24,400 (34,300)	18,500 (27,400)	16,800 (23,300)	32,200 (53,700)	32,200 (45,300)	38,200 (53,700)	38,200 (45,400)	35,600 (41,500)	35,600 (38,000)	34,000 (41,500)	34,000 (38,000)	34,200 (41,500)	34,200 (38,000)	34,200 (41,500)	34,200 (38,000)
東 北	02 青森県	23,000 (32,300)	15,900 (23,600)	12,500 (18,100)	18,850 (26,400)	24,700 (34,700)	22,700 (31,800)	-	-	18,500 (26,000)	24,100 (30,100)	21,400 (28,500)	20,300 (28,500)	22,500 (31,200)	24,600 (34,900)	22,600 (34,900)	21,800 (34,700)	37,600 (53,100)	37,600 (53,100)	34,000 (41,700)	34,000 (38,500)	34,200 (41,700)	34,200 (38,500)	34,200 (41,700)	34,200 (38,500)	34,200 (41,700)	34,200 (38,500)	
岩手県	22,200 (31,200)	15,300 (23,700)	13,500 (19,000)	18,820 (27,850)	28,000 (39,600)	21,800 (30,700)	-	-	19,500 (27,600)	24,000 (31,100)	21,600 (30,400)	21,200 (28,600)	23,100 (32,500)	24,600 (34,600)	24,600 (34,600)	24,600 (34,600)	20,800 (32,200)	37,800 (44,700)	37,800 (44,700)	35,200 (41,500)	35,200 (38,500)	35,400 (41,700)	35,400 (38,500)	35,600 (41,700)	35,600 (38,500)	35,600 (41,700)	35,600 (38,500)	
宮城県	23,500 (33,000)	15,200 (23,600)	14,500 (20,400)	20,700 (31,900)	26,700 (34,600)	24,700 (31,700)	-	-	20,600 (27,600)	28,900 (34,900)	24,400 (32,300)	24,600 (34,900)	25,600 (35,500)	26,600 (35,500)	23,200 (32,600)	23,200 (32,600)	37,400 (44,400)	37,400 (44,400)	35,600 (41,600)	35,600 (38,600)	35,600 (41,600)	35,600 (38,600)	35,600 (41,600)	35,600 (38,600)	35,600 (41,600)	35,600 (38,600)		
秋田県	21,700 (30,500)	17,000 (24,000)	13,600 (19,400)	16,500 (21,400)	24,850 (34,600)	22,400 (31,500)	-	-	19,100 (26,000)	24,700 (31,700)	22,000 (30,600)	21,000 (29,000)	23,400 (31,200)	23,400 (31,200)	23,400 (31,200)	23,400 (31,200)	23,100 (30,600)	31,100 (38,600)	31,100 (38,600)	29,100 (35,500)	29,100 (35,500)	29,300 (38,600)	29,300 (35,500)	29,300 (38,600)	29,300 (35,500)	29,300 (38,600)	29,300 (35,500)	
山形県	21,600 (30,700)	17,100 (24,600)	14,500 (20,400)	19,650 (28,800)	23,600 (34,400)	22,500 (31,600)	-	-	19,800 (28,000)	25,100 (31,700)	22,500 (30,600)	22,400 (30,600)	24,400 (31,200)	24,400 (31,200)	24,400 (31,200)	24,400 (31,200)	24,000 (30,600)	31,900 (38,600)	31,900 (38,600)	29,500 (35,500)	29,500 (35,500)	29,700 (38,600)	29,700 (35,500)	29,700 (38,600)	29,700 (35,500)	29,700 (38,600)	29,700 (35,500)	
福島県	23,500 (33,000)	18,100 (24,200)	15,700 (22,100)	20,400 (28,700)	25,800 (34,400)	22,400 (31,700)	-	-	20,400 (28,000)	25,900 (31,700)	22,300 (30,600)	22,700 (30,600)	24,500 (31,200)	24,500 (31,200)	24,500 (31,200)	24,500 (31,200)	24,200 (30,600)	28,900 (34,900)	28,900 (34,900)	24,200 (30,600)	24,200 (30,600)	24,400 (30,600)	24,400 (30,600)	24,400 (30,600)	24,400 (30,600)	24,400 (30,600)		
群 島	03 沖縄県	20,600 (29,000)	19,100 (26,500)	13,300 (18,700)	20,200 (28,400)	23,400 (34,700)	22,700 (31,800)	-	-	20,700 (29,100)	24,300 (31,400)	22,900 (30,300)	22,900 (30,300)	24,300 (31,200)	24,300 (31,200)	24,300 (31,200)	24,300 (31,200)	24,100 (30,200)	27,400 (34,900)	27,400 (34,900)	23,300 (30,300)	23,300 (30,300)	23,500 (30,300)	23,500 (30,300)	23,500 (30,300)	23,500 (30,300)	23,500 (30,300)	
04 沖縄県	20,400 (28,700)	17,900 (24,200)	13,200 (18,600)	20,000 (28,000)	24,900 (34,800)	28,400 (34,700)	24,700 (31,700)	-	-	20,400 (27,600)	24,300 (31,700)	23,700 (30,600)	23,700 (30,600)	24,300 (31,200)	24,300 (31,200)	24,300 (31,200)	24,300 (31,200)	24,100 (30,600)	28,100 (34,700)	28,100 (34,700)	23,900 (30,600)	23,900 (30,600)	23,500 (30,600)	23,500 (30,600)	23,500 (30,600)	23,500 (30,600)	23,500 (30,600)	
05 沖縄県	21,900 (27,600)	18,400 (24,700)	14,500 (20,400)	19,650 (28,800)	23,600 (34,400)	22,500 (31,600)	-	-	21,000 (27,600)	24,700 (31,700)	22,000 (30,600)	21,000 (29,000)	23,400 (31,200)	23,400 (31,200)	23,400 (31,200)	23,400 (31,200)	23,200 (30,600)	27,500 (34,900)	27,500 (34,900)	23,200 (30,600)	23,200 (30,600)	23,400 (30,600)	23,400 (30,600)	23,400 (30,600)	23,400 (30,600)	23,400 (30,600)		
06 沖縄県	22,700 (31,600)	18,100 (24,600)	13,600 (18,600)	20,600 (28,600)	24,600 (34,600)	28,700 (34,700)	26,500 (31,700)	-	-	22,800 (27,600)	24,600 (31,700)	22,000 (30,600)	21,700 (29,000)	24,100 (31,200)	24,100 (31,200)	24,100 (31,200)	24,100 (31,200)	23,900 (30,600)	28,800 (34,900)	28,800 (34,900)	23,600 (30,600)	23,600 (30,600)	23,800 (30,600)	23,800 (30,600)	23,800 (30,600)	23,800 (30,600)	23,800 (30,600)	
07 沖縄県	23,200 (31,600)	18,100 (24,600)	14,500 (20,400)	20,200 (28,200)	24,850 (34,600)	26,200 (31,700)	22,500 (31,600)	-	-	23,300 (27,600)	24,600 (31,700)	22,400 (30,600)	22,400 (29,000)	24,200 (31,200)	24,200 (31,200)	24,200 (31,200)	24,200 (31,200)	23,900 (30,600)	28,900 (34,900)	28,900 (34,900)	23,600 (30,600)	23,600 (30,600)	23,800 (30,600)	23,800 (30,600)	23,800 (30,600)	23,800 (30,600)	23,800 (30,600)	
08 沖縄県	23,400 (32,500)	18,200 (24,700)	14,400 (20,300)	19,620 (28,600)	24,600 (34,600)	28,400 (34,700)	26,500 (31,700)	-	-	23,500 (27,600)	24,600 (31,700)	22,300 (30,600)	22,300 (29,000)	24,000 (31,200)	24,000 (31,200)	24,000 (31,200)	24,000 (31,200)	23,900 (30,600)	28,900 (34,900)	28,900 (34,900)	23,600 (30,600)	23,600 (30,600)	23,800 (30,600)	23,800 (30,600)	23,800 (30,600)	23,800 (30,600)	23,800 (30,600)	
09 沖縄県	24,000 (32,500)	18,100 (24,600)	14,500 (20,400)	19,650 (28,800)	24,600 (34,600)	28,400 (34,700)	26,500 (31,700)	-	-	24,100 (27,600)	24,600 (31,700)	22,300 (30,600)	22,300 (29,000)	24,000 (31,200)	24,000 (31,200)	24,000 (31,200)	24,000 (31,200)	23,900 (30,600)	28,900 (34,900)	28,900 (34,900)	23,600 (30,600)	23,600 (30,600)	23,800 (30,600)	23,800 (30,600)	23,800 (30,600)	23,800 (30,600)	23,800 (30,600)	
10 沖縄県	24,200 (32,500)	18,100 (24,600)	14,500 (20,400)	19,650 (28,800)	24,600 (34,600)	28,400 (34,700)	26,500 (31,700)	-	-	24,300 (27,600)	24,600 (31,700)	22,300 (30,600)	22,300 (29,000)	24,000 (31,200)	24,000 (31,200)	24,000 (31,200)	24,000 (31,200)	23,900 (30,600)	28,900 (34,900)	28,900 (34,900)	23,600 (30,600)	23,600 (30,600)	23,800 (30,600)	23,800 (30,600)	23,800 (30,600)	23,800 (30,600)	23,800 (30,600)	
11 沖縄県	24,500 (32,500)	18,100 (24,600)	14,500 (20,400)	19,650 (28,800)	24,600 (34,600)	28,400 (34,700)	26,500 (31,700)	-	-	24,600 (27,600)	24,600 (31,700)	22,300 (30,600)	22,300 (29,000)	24,000 (31,200)	24,000 (31,200)	24,000 (31,200)	24,000 (31,200)	23,900 (30,600)	28,900 (34,900)	28,900 (34,900)	23,600 (30,600)	23,600 (30,600)	23,800 (30,600)	23,800 (30,600)	23,800 (30,600)	23,800 (30,600)	23,800 (30,600)	
12 沖縄県	24,700 (32,500)	18,100 (24,600)	14,500 (20,400)	19,650 (28,800)	24,600 (34,600)	28,400 (34,700)	26,500 (31,700)	-	-	24,800 (27,600)	24,600 (31,700)	22,300 (30,600)	22,300 (29,000)	24,000 (31,200)	24,000 (31,200)	24,000 (31,200)	24,000 (31,200)	23,900 (30,600)	28,900 (34,900)	28,900 (34,900)	23,600 (30,600)	23,600 (30,600)	23,800 (30,600)	23,800 (30,600)	23,800 (30,600)	23,800 (30,600)	23,800 (30,600)	
13 沖縄県	24,800 (32,500)	18,100 (24,600)	14,500 (20,400)	19,650 (28,800)	24,600 (34,600)	28,400 (34,700)	26,500 (31,700)	-	-	24,900 (27,600)	24,600 (31,700)	22,300 (30,600)	22,300 (29,000)	24,000 (31,200)	24,000 (31,200)	24,000 (31,200)	24,000 (31,200)	23,900 (30,600)	28,900 (34,900)	28,900 (34,900)	23,600 (30,600)	23,600 (30,600)	23,800 (30,600)	23,800 (30,600)	23,800 (30,600)	23,800 (30,600)	23,800 (30,600)	
14 沖縄県	25,000 (32,500)	18,100 (24,600)	14,500 (20,400)	19,650 (28,800)	24,600 (34,600)	28,400 (34,700)	26,500 (31,700)	-	-	25,100 (27,600)	24,600 (31,700)	22,300 (30,600)	22,300 (29,000)	24,000 (31,200)	24,000 (31,200)	24,000 (31,200)	24,000 (31,200)	23,900 (30,600)	28,900 (34,900)	28,900 (34,900)	23,600 (30,600)	23,600 (30,600)	23,800 (30,600)	23,800 (30,600)	23,800 (30,600)	23,800 (30,600)	23,800 (30,600)	
15 新潟県	21,100 (29,700)	17,600 (25,000)	15,600 (21,100)	18,800 (25,800)	25,600 (34,600)	22,100 (31,600)	23,300 (30,600)	-	-	21,100 (29,100)	20,100 (28,200)	22,100 (26,000)	20,600 (28,600)	22,900 (32,000)	22,900 (32,000)	22,900 (32,000)	22,900 (32,000)	21,600 (20,600)	23,700 (31,100)	23,700 (31,100)	20,300 (19,200)	20,300 (19,200)	20,500 (19,200)	20,500 (19,200)	20,500 (19,200)	20,500 (19,200)	20,500 (19,200)	
16 山口県	23,500 (33,000)	18,900 (24,200)	14,600 (20,500)	19,650 (28,800)	24,800 (34,600)	22,400 (31,600)	23,300 (30,600)	-	-	21,100 (27,600)	20,500 (28,200)	22,400 (24,000)	22,400 (24,000)	24,200 (24,000)	24,200 (24,000)	24,200 (24,000)	24,200 (24,000)	21,600 (20,600)	23,100 (31,200)	23,100 (31,200)	18,300 (17,200)	18,300 (17,200)	19,000 (18,100)	19,000 (18,100)	19,000 (18,100)	19,000 (18,100)	19,000 (18,100)	
17 石川県	22,700 (31,500)	19,500 (24,200)	14,500 (20,400)	19,650 (28,800)	24,800 (34,600)	22,300 (31,600)	23,300 (30,600)	-	-	21,200 (27,600)	20,400 (28,200)	22,300 (24,000)	22,300 (24,000)	24,100 (24,000)	24,100<br													

参考公表：建設労働者の雇用に伴い必要な経費の表示（試行）

- 1 公共工事設計労務単価(上段)は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
2 単体は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
4 公共工事設計労務単価は、労働者に支払われる賃金に係るものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、運営会社に必要な諸経費は含まれていない。)
5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、算額上、現場管理費等に含まれている。
6 建設労働者の雇用に伴って必要となる、法定福利費(事業主負担分)、労務管理費、安全管理費、宿舎費等を、公共工事設計労務単価に加算した金額(参考値)を、下段に括弧書きで示す。
これらの必要経費は、公共工事の予定価格の積算においては、共通仮設費、現場管理費の中に計上されている。
この金額は全国調査をもとに試算した参考値であり、工程、工事規模等の条件により変動する。
また、遠隔地からの労働者の輸入を想定したものではない。
7 この表は、平成30年3月から適用する公共工事料金労務単価 IIに対応するものである。

(上段)：公共工事設計勞務單價
(下段)：公共工事設計勞務單價 + 必要經費(法定福利費(事業主負擔分)、勞務管理費、宿舍費等) (參考值)

都道府県名		トンネル 付属設 置工		荷りよう 置工		荷りよう 設置工		土木一般 設置工		高耐久 設置工		普通販賣		滑水土工		滑水渠工		山林防護工		軌道工		壁わく工		大工		友吉		配管工		木づり工		防水工		資材工				
北海道	01 北海道	34,390	28,600	28,600	28,000	35,700	21,000	28,100	20,700	38,200	25,000	24,000	-	-	27,400	21,400	23,000	23,000	19,700	23,200	24,100	23,100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
東北	02 胜栄県	34,700	28,200	30,400	34,200	25,000	27,000	21,300	43,500	27,200	27,500	-	-	29,700	27,400	24,300	24,500	19,800	22,600	21,400	22,600	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-						
	03 岩手県	(43,200)	(39,300)	(42,700)	(41,100)	(35,200)	(38,000)	(32,000)	(31,800)	(41,700)	(31,600)	(31,200)	(31,800)	(31,700)	(31,600)	(31,200)	(41,600)	(31,500)	(34,400)	(31,400)	(27,100)	(31,800)	(30,100)	(31,800)	(31,600)	(31,600)	(31,600)	(31,600)	(31,600)	(31,600)	(31,600)							
	04 宮城県	34,500	28,300	30,500	35,500	25,000	27,100	21,300	45,700	28,300	29,000	-	-	30,500	27,000	25,000	26,000	20,500	22,600	21,600	22,400	23,800	24,100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
	05 秋田県	34,700	28,600	30,400	35,300	25,000	27,000	21,300	45,300	27,600	28,400	-	-	33,800	31,200	27,100	28,200	18,700	22,600	21,600	22,400	23,800	24,100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
	06 山形県	34,700	28,500	30,400	34,500	24,000	27,000	22,300	45,600	28,200	28,600	-	-	34,000	25,100	23,300	24,400	20,700	22,600	21,600	22,400	23,800	24,100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
	07 福島県	34,600	28,200	30,400	34,500	22,000	27,000	22,300	45,600	28,200	28,600	-	-	35,400	23,300	25,600	24,500	21,00	22,500	24,300	23,700	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-						
関東	08 柏原県	31,600	28,600	30,000	32,300	22,700	30,100	22,600	38,600	23,500	25,800	-	-	26,400	43,000	24,000	25,000	25,800	20,900	24,100	26,000	26,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
	09 栃木県	(44,400)	(60,500)	(42,600)	(55,400)	(31,800)	(42,300)	(31,800)	(31,700)	(33,000)	(31,500)	(31,200)	(31,200)	(31,100)	(31,100)	(31,200)	(41,500)	(31,500)	(32,600)	(31,500)	(31,200)	(31,500)	(31,200)	(31,500)	(31,200)	(31,500)	(31,200)	(31,500)	(31,200)	(31,500)	(31,200)	(31,500)	(31,200)	(31,500)				
	10 栃木県	31,600	29,200	30,000	32,600	22,600	30,100	22,600	37,100	24,200	26,100	-	-	26,400	44,700	23,800	25,400	28,100	31,000	24,400	26,500	28,100	26,400	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
	11 斎藤県	31,600	29,000	30,000	32,600	22,700	30,200	22,600	38,500	23,600	25,400	-	-	26,500	41,400	23,700	24,500	23,000	20,300	24,600	24,700	24,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
	12 千葉県	(31,600)	(41,600)	(42,300)	(45,600)	(31,800)	(42,300)	(31,800)	(31,700)	(34,000)	(31,800)	(31,500)	(31,500)	(31,400)	(31,400)	(31,500)	(42,500)	(31,500)	(32,600)	(31,500)	(31,200)	(31,700)	(31,500)	(31,500)	(31,200)	(31,700)	(31,500)	(31,500)	(31,200)	(31,700)	(31,500)	(31,200)	(31,700)	(31,500)				
	13 東京都	31,600	29,000	30,100	33,200	22,700	24,000	28,600	22,650	39,600	27,300	27,100	-	-	26,400	43,600	25,100	24,700	28,700	21,700	24,200	28,900	26,900	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
	14 神奈川県	(31,600)	(49,500)	(42,300)	(55,600)	(31,800)	(42,300)	(31,800)	(31,700)	(34,000)	(31,800)	(31,500)	(31,500)	(31,400)	(31,400)	(31,500)	(42,500)	(31,500)	(32,600)	(31,500)	(31,200)	(31,700)	(31,500)	(31,500)	(31,200)	(31,700)	(31,500)	(31,500)	(31,200)	(31,700)	(31,500)	(31,200)	(31,700)	(31,500)				
	15 山梨県	31,600	28,800	30,100	32,500	24,600	28,600	22,600	38,900	25,500	26,100	-	-	26,400	42,400	24,500	25,200	28,000	20,600	24,200	28,500	26,300	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
	16 富山県	(34,600)	(27,500)	(33,300)	(32,200)	22,500	25,600	22,100	40,500	24,800	26,000	24,900	33,400	-	-	24,200	37,100	25,100	24,800	25,600	20,600	24,200	26,100	26,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	17 石川県	(34,400)	(27,700)	(33,300)	(32,600)	22,600	24,100	25,600	22,200	39,100	25,100	25,200	-	-	24,000	39,400	23,500	24,300	25,000	23,000	22,400	25,000	21,800	23,500	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
中部	21 鈴鹿県	35,500	28,400	30,600	31,800	23,300	25,600	21,500	36,100	23,600	23,200	-	-	26,900	37,000	25,300	25,500	23,000	19,800	24,100	23,400	23,300	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
	22 豊岡県	35,500	28,200	31,000	32,200	23,500	25,700	21,500	41,300	25,700	28,300	-	-	26,800	39,700	23,600	25,500	24,300	20,300	23,200	24,200	23,200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
	23 爰知県	35,500	28,300	30,800	31,500	23,300	25,700	21,500	38,700	23,100	23,500	-	-	26,800	37,000	23,600	25,500	23,300	20,300	23,200	24,200	23,200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
	24 三重県	35,500	28,400	31,000	32,600	22,500	25,600	21,300	38,800	24,600	23,400	-	-	26,800	37,200	23,600	25,500	23,100	20,300	23,200	24,200	23,200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
近畿	18 植井県	32,400	26,800	28,000	31,200	21,600	21,800	25,400	19,400	31,200	22,600	22,500	-	-	21,700	33,800	21,300	20,000	20,800	19,500	22,100	21,900	22,100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	25 滋賀県	33,000	26,500	27,800	30,800	22,900	23,800	19,400	31,400	23,500	22,300	21,600	34,000	-	-	21,600	29,000	21,500	20,200	22,500	22,100	22,400	23,200	23,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	26 京都府	34,400	27,500	31,300	32,200	23,500	26,700	21,500	41,300	25,700	28,300	-	-	26,800	39,700	23,600	25,500	24,300	20,300	23,200	24,200	24,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	27 大阪府	34,400	27,700	31,300	32,200	23,500	26,700	21,500	41,300	25,700	28,300	-	-	26,800	39,700	23,600	25,500	24,300	20,300	23,200	24,200	24,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	28 兵庫県	32,400	26,500	27,500	31,100	21,600	21,400	24,400	19,400	32,600	23,500	22,900	-	-	26,800	39,000	23,200	20,000	20,800	18,500	22,000	21,800	20,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	29 奈良県	33,000	26,500	27,800	30,700	22,700	23,000	19,400	31,100	23,500	22,400	21,600	35,000	-	-	23,700	32,300	21,200	20,500	22,400	20,800	22,000	22,500	21,100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	30 和歌県	32,500	26,500	27,800	30,700	22,700	23,000	19,400	31,100	23,500	22,400	21,600	35,000	-	-	23,700	32,300	21,200	20,500	22,400	20,800	22,000	22,500	21,100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	31 熊本県	34,700	26,500	27,800	30,700	22,700	23,000	19,400	31,100	23,500	22,400	21,600	35,000	-	-	23,700	32,300	21,200	20,500	22,400	20,800	22,000	22,500	21,100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	32 球磨県	34,700	26,500	27,800	30,700	22,700	23,000	19,400	31,100	23,500	22,400	21,600	35,000	-	-	23,700	32,300	21,200	20,500	22,400	20,800	22,000	22,500	21,100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	33 熊本県	34,700	26,500	27,800	30,700	22,700	23,000	19,400	31,100	23,500	22,400	21,600	35,000	-	-	23,700	32,300	21,200	20,500	22,400	20,800	22,000	22,500	21,100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	34 熊本県	34,700	26,500	27,800	30,700	22,700	23,000	19,400	31,100	23,500	22,400	21,600	35,000	-	-	23,700	32,300	21,200	20,500	22,400	20,800	22,000	22,500	21,100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	35 山口県	34,700	26,500	27,800	30,700	22,700	23,000	19,400	31,100	23,500	22,400	21,600	35,000	-	-	23,700	32,300	21,200	20,500	22,400	20,800	22,000	22,500	21,100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
四国	36 徳島県	32,000	28,300	27,200	29,000	21,000	21,000	23,400	19,100	32,000	22,400	20,100	-	-	20,700	-	-	21,300	21,200	22,000	18,100	20,900	21,700	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	37 香川県	32,300	26,100	27,200	29,350	21,000	21,000	23,400	19,700	32,000	22,400	20,700	-	-	21,100	-	-	21,200	21,200	22,000	18,800	20,900	21,600	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	38 香川県	32,100	26,000	27,200	29,350	21,000	21,000	23,400	19,700	32,000	22,400	20,700	-	-	21,100	-	-	21,200	21,200	22,000	18,800	20,900	21,600	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	39 香川県	32,100	26,00																																			

参考公表：建設労働者の雇用に伴い必要な経費の表示（試行）

1 公共工事設計労務単価(上段)は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各種種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
4 公共工事設計労務単価は、労働者に支払われる賃金に係るものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導員賃金の単価については、監視会社に必要な諸経費は含まれていない。)
5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。
6 建設労働者の雇用に伴って必要となる、法定福利費(事業主負担分)、労務管理費、安全管理費、宿舎費等を、公共工事設計労務単価に加算した金額(参考値)を、下段に括弧書きで示す。
これらの必要経費は、公共工事の予定価格の積算においては、共通仮設費、現場管理費の中に計上されている。
この金額は全国調査をもとに試算した参考値であり、工種、工事規模等の条件により変動する。
また、遠隔地からの労働者の流入を想定したものではない。
7 この表は、「平成30年3月から適用する公共工事設計労務単価」に対応するものである。

[上段 : 公共工事設計労務単価
[下段 : 公共工事設計労務単価 + 必要経費(法定福利費(事業主負担分)、労務管理費、宿舎費等) (参考値)]

地方選択 協議会名	都道府県名	サッセエ	内装工	ガラス工	建機工	ダクト工	保溫工	設置機器工	交通誘導工	警備員A	警備員B	法定労働時間内8時間あたりの金額(単位:円)	
												法定労働時間内8時間あたりの金額(単位:円)	法定労働時間内8時間あたりの金額(単位:円)
北関東	01 北関東	23,100	22,500	20,300	-	19,500	22,700	21,500	12,700	10,800	-	-	
		(32,500)	(31,600)	(21,500)	-	(27,500)	(31,900)	(30,600)	(17,500)	(15,200)	-	-	
東 北	02 青森県	24,600	22,200	21,500	-	18,600	21,300	21,200	11,800	10,400	-	-	
		(35,000)	(31,200)	(30,800)	-	(26,200)	(28,500)	(28,800)	(16,800)	(14,600)	-	-	
	03 岩手県	24,900	22,400	21,600	-	18,800	21,200	21,100	12,700	11,000	-	-	
		(35,000)	(31,500)	(30,900)	-	(26,400)	(28,800)	(28,700)	(17,600)	(15,500)	-	-	
	04 宮城県	26,700	24,400	21,200	-	19,200	21,200	21,100	13,600	11,800	-	-	
		(37,500)	(34,300)	(30,800)	-	(27,000)	(28,800)	(28,700)	(19,500)	(16,600)	-	-	
	05 秋田県	25,200	22,400	21,500	-	18,100	21,300	21,200	11,900	10,300	-	-	
		(35,400)	(31,500)	(30,200)	-	(26,300)	(28,600)	(28,800)	(16,700)	(14,500)	-	-	
	06 山形県	24,700	23,600	21,800	-	19,600	21,300	21,200	13,500	11,600	-	-	
		(34,700)	(33,200)	(30,200)	-	(28,000)	(28,900)	(28,600)	(19,000)	(18,300)	-	-	
	07 福島県	25,200	24,300	21,500	-	18,600	21,300	21,100	13,800	11,800	-	-	
		(35,400)	(34,200)	(30,200)	-	(27,600)	(28,600)	(28,700)	(19,500)	(16,600)	-	-	
関 西	08 滋賀県	24,600	26,800	23,600	-	20,500	21,500	21,600	13,400	12,200	-	-	
		(34,920)	(37,700)	(33,600)	-	(29,420)	(39,200)	(38,700)	(18,600)	(17,200)	-	-	
	09 京都府	24,900	27,300	23,900	-	20,700	21,500	21,600	13,100	11,800	-	-	
		(35,000)	(38,400)	(33,800)	-	(29,100)	(39,200)	(38,700)	(18,400)	(15,600)	-	-	
	10 比叡県	24,000	26,500	23,900	23,500	20,000	21,500	21,600	12,500	11,000	-	-	
		(33,700)	(37,300)	(32,600)	(33,650)	(28,100)	(39,200)	(39,700)	(17,600)	(15,500)	-	-	
	11 堺玉県	24,500	27,000	24,000	-	21,200	21,500	21,600	13,300	11,800	-	-	
		(34,400)	(38,000)	(31,700)	-	(29,620)	(39,200)	(38,700)	(18,700)	(16,600)	-	-	
	12 千葉県	26,500	24,000	24,000	-	20,500	21,500	21,600	13,700	11,800	-	-	
		(34,600)	(37,300)	(33,700)	-	(29,420)	(39,200)	(38,700)	(19,300)	(18,700)	-	-	
	13 東京都	24,700	26,700	24,000	-	21,200	21,500	21,600	14,200	12,300	-	-	
		(34,700)	(37,500)	(33,700)	-	(29,620)	(39,200)	(38,700)	(20,000)	(18,200)	-	-	
	14 神奈川県	24,500	27,100	24,000	23,500	20,500	21,500	21,600	14,100	12,300	-	-	
		(34,200)	(38,100)	(33,700)	(33,600)	(28,800)	(39,200)	(38,700)	(18,600)	(17,300)	-	-	
	15 山梨県	24,500	27,300	24,600	23,500	20,400	21,500	21,600	12,600	11,300	-	-	
		(34,400)	(38,400)	(33,700)	(33,600)	(28,720)	(39,200)	(39,700)	(18,100)	(15,900)	-	-	
	20 長野県	23,800	26,200	24,200	23,600	20,100	21,500	21,600	11,600	10,100	-	-	
		(33,500)	(36,800)	(34,000)	(33,200)	(28,300)	(39,200)	(38,700)	(16,700)	(14,200)	-	-	
北 極	15 新潟県	25,000	23,300	22,100	19,300	19,300	21,300	21,500	13,300	11,600	-	-	
		(38,000)	(32,800)	(31,100)	(27,100)	(21,600)	(30,200)	(38,700)	(18,700)	(16,300)	-	-	
	16 山形県	24,800	23,200	22,100	19,100	20,000	21,300	21,500	13,200	12,000	-	-	
		(34,600)	(32,600)	(31,100)	(28,920)	(31,600)	(32,600)	(38,700)	(18,600)	(16,600)	-	-	
	17 石川県	24,920	22,500	22,100	18,600	20,100	21,300	21,500	13,700	11,900	-	-	
		(34,200)	(31,600)	(31,100)	(28,420)	(28,920)	(30,600)	(38,700)	(19,300)	(16,700)	-	-	
中 部	21 岐阜県	24,500	23,800	23,300	21,700	19,200	22,600	23,300	13,200	11,600	-	-	
		(34,420)	(33,500)	(32,600)	(30,500)	(27,600)	(31,800)	(32,600)	(18,600)	(16,700)	-	-	
	22 豊田県	24,200	29,800	23,300	21,700	20,800	22,500	23,300	13,700	11,800	-	-	
		(34,600)	(41,920)	(32,600)	(30,550)	(29,300)	(31,600)	(32,600)	(18,300)	(16,600)	-	-	
	23 美濃県	24,100	26,800	23,300	21,700	19,600	22,500	23,300	14,100	12,100	-	-	
		(33,600)	(37,760)	(32,600)	(30,550)	(27,600)	(31,600)	(32,600)	(18,600)	(17,000)	-	-	
	24 三重県	24,700	26,900	23,300	21,700	20,400	22,600	23,300	13,400	11,600	-	-	
		(34,700)	(37,600)	(32,800)	(30,550)	(28,700)	(31,600)	(32,600)	(18,600)	(16,300)	-	-	
近畿	18 福井県	26,900	22,200	21,200	-	18,600	21,400	21,500	12,600	11,200	-	-	
		(39,200)	(31,200)	(28,600)	-	(26,600)	(30,100)	(30,200)	(18,600)	(15,700)	-	-	
	25 近畿県	22,500	22,600	21,100	-	19,700	21,600	22,400	12,300	10,400	-	-	
		(31,600)	(31,600)	(28,700)	-	(27,700)	(30,700)	(31,500)	(17,300)	(14,600)	-	-	
	26 京都府	22,500	22,700	21,100	-	19,200	21,600	22,200	12,400	10,600	-	-	
		(31,600)	(31,600)	(28,700)	-	(27,700)	(30,400)	(31,200)	(17,400)	(14,600)	-	-	
	27 大阪府	22,100	22,700	21,100	-	18,200	21,400	22,000	12,300	10,600	-	-	
		(31,100)	(31,600)	(28,700)	-	(27,600)	(30,100)	(30,600)	(17,200)	(14,600)	-	-	
	28 兵庫県	22,100	22,700	21,100	-	18,100	21,500	22,000	12,500	10,400	-	-	
		(31,100)	(31,600)	(28,700)	-	(26,900)	(30,600)	(30,600)	(17,600)	(14,600)	-	-	
	29 奈良県	22,500	22,600	21,100	-	19,300	21,600	21,900	12,600	10,500	-	-	
		(31,600)	(32,100)	(28,700)	-	(27,100)	(30,600)	(30,600)	(17,600)	(14,600)	-	-	
	30 和歌山県	22,300	22,700	21,100	-	19,100	21,600	21,700	12,300	10,400	-	-	
		(31,400)	(31,600)	(28,700)	-	(26,920)	(30,600)	(30,600)	(17,200)	(14,600)	-	-	
中 国	31 岐阜県	19,600	21,700	20,300	17,400	17,700	19,500	19,700	12,700	10,100	-	-	
		(27,600)	(32,500)	(28,500)	(24,500)	(24,500)	(27,400)	(27,700)	(17,900)	(14,200)	-	-	
	32 岐阜県	19,500	21,200	20,300	17,400	18,000	19,500	19,700	12,700	10,800	-	-	
		(27,400)	(32,600)	(28,500)	(24,500)	(25,300)	(27,400)	(27,700)	(17,900)	(15,200)	-	-	
	33 四国山県	19,500	22,200	20,300	17,400	17,700	19,500	19,700	13,100	11,300	-	-	
		(27,400)	(31,300)	(28,500)	(24,500)	(24,500)	(27,400)	(27,700)	(17,900)	(15,600)	-	-	
	34 広島県	19,500	21,200	20,300	17,400	17,500	19,500	19,700	13,100	11,100	-	-	
		(27,400)	(31,500)	(28,500)	(24,500)	(25,200)	(27,400)	(27,700)	(17,900)	(15,600)	-	-	
	35 山口県	19,500	21,400	20,300	17,400	17,500	19,500	19,700	12,500	10,700	-	-	
		(27,400)	(31,600)	(28,500)	(24,500)	(25,200)	(27,400)	(27,700)	(18,100)	(15,600)	-	-	
四 国	36 徳島県	-	-	-	20,200	-	-	21,000	20,400	12,600	11,500	-	-
		-	-	-	(28,400)	-	-	(29,500)	(28,700)	(18,100)	(16,200)	-	-
	37 香川県	-	-	-	20,200	-	-	21,000	20,400	13,000	11,600	-	-
		-	-	-	(28,400)	-	-	(29,500)	(28,700)	(18,300)	(16,300)	-	-
	38 愛媛県	-	-	-	20,200	-	-	21,000	20,400	12,400	10,500	-	-
		-	-	-	(28,400)	-	-	(29,500)	(28,700)	(18,400)	(16,600)	-	-
	39 高知県	-	-	-	20,200	-	-	21,000	20,400	11,800	10,000	-	-
		-	-	-	(28,400)	-	-	(29,500)	(28,700)	(18			



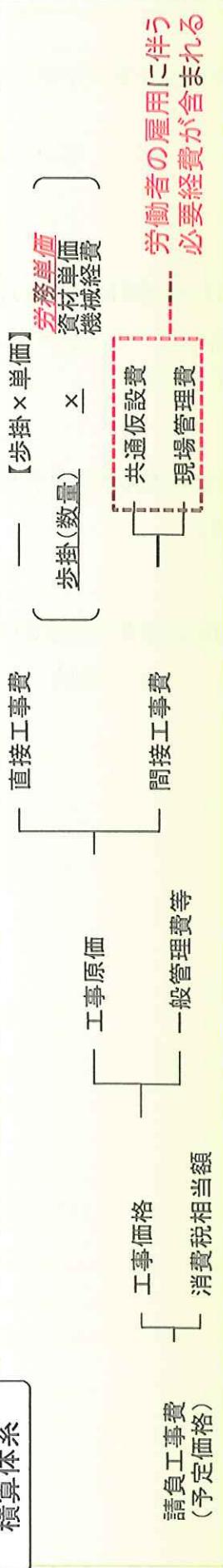
建設労働者等の雇用に伴う必要経費を含む金額の参考公表(試行)

国土交通省

現状

- ・公共工事設計労務単価は、国、自治体等が公共工事が建設労働者等の賃金相当額であつて、労働者の雇用に伴う賃金以外の必要経費分※は含まれていない
- (必要経費分は、別途、共通仮設費、現場管理費の項目で積算される)
- ※労働者の雇用に伴う必要経費：法定福利費、労務管理費、安全管理費など

積算体系



課題

建設労働者等が受け取る賃金をもとに設定している公共工事設計労務単価が、労働者の雇用に伴い必要な賃金以外の経費を含んだ金額と誤解され、必要経費分の値引きを強いる結果、技能労働者に支払われる賃金が低く抑えられているとの指摘がある。

労働者の雇用に伴い必要な経費の内訳

労務費(賃金) (労働者が負担する保険料を含んでいる)	100%
その他人件費 (必要経費)	23%
法定福利費、労務管理費 等	41%
現場作業にかかる経費 安全管理費、宿舎費、送迎費 等	18%

公共工事設計労務単価に伴う労働者の雇用に伴う必要経費を並列表示し、
公共工事設計労務単価には必要経費が含まれ
まれていないことを明確化する。

対策

都道府県名	普通作業員	交通誘導警備員A
△△県	18,100 (25,400)	12,600 (17,700)
□□県	19,200 (27,000)	12,800 (18,000)

上段：公共工事設計労務単価
(下段)：公共工事設計労務単価 + 必要経費

- (注1) 数値は、全国調査を基に試算した参考値
- (注2) 上記のうち、少なくとも労務費(賃金)及び法定福利費は、実際の施工に当たる技能労働者を雇用する建設企業が負担する費用である